

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目5番4号 赤坂室町ビル

氏名 株式会社アルフォ

代表取締役 熊木 浩

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年2月27日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



1. 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
2. 処分（最終処分を除く。） 処分（最終処分を除く。）
最終処分の区別
3. 処分の方法 乾燥処理 メタン発酵
4. 処理施設等の種類、数量、設置場所及び処理能力
城南島飼料化センター 大田区城南島3丁目3-2
（乾燥処理 140 t/日）
城南島第2飼料化センター 大田区城南島3丁目2-10
（乾燥処理 140 t/日）（メタン発酵 30 t/日）
5. 処分先
（株）東京クリアセンター 東武商事（株）
宇部興産（株）（株）サニックス真岡工場
（株）シンシア （株）ビー・アール・クリエイト
（株）クレハ環境 （株）サニックス袖ヶ浦工場 丸吉産業（株）
J & T環境（株） 太平洋セメント（株）
6. 許可期間 令和6年3月1日 から
令和8年2月28日 まで
7. 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

本証明書写しは情報公開用の物で
あり、その他の目的による利用は
禁じる。

株式会社アルフォ

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。